

三朝町人事行政の運営等の状況

令和6年11月

三朝町総務課

人事行政の運営等の状況

1 採用、異動、退職等に関する職員の任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の採用は原則として、競争試験により行っています。競争試験は鳥取県町村職員採用資格試験により一般事務、保健師、社会福祉士、保育士の職種ごとに実施しています。選考採用は、他団体との人事交流によるものです。

	令和5年度					令和4年度				
	競争試験			選考採用	計	競争試験			選考採用	計
		うち女性数	うち女性数				うち女性数	うち女性数		
一般行政職員	4人	1人	1人	0人	5人	1人	0人	2人	2人	3人

(2) 職員の異動の状況

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等必要に応じた人事異動を行っています。

		令和 5 年度		令和 4 年度	
		異動者数	うち女性数	異動者数	うち女性数
一般行政職員	課長級	8人	2人	3人	1人
	課長補佐級	7人	4人	4人	0人
	係長級	11人	5人	8人	6人
	一般職員等	11人	5人	8人	2人
	計	37人	16人	23人	9人

(3) 職員の退職の状況

	令和5年度	令和4年度
	一般行政職員	一般行政職員
定年退職	-	2人
勸奨退職	-	-
普通退職	4人	3人
任期満了	2人	2人
分限免職	-	-
懲戒免職	-	-
失職	-	-
死亡退職	-	-
計	6人	7人

(4) 部門別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

三朝町の職員数は、三朝町職員定数条例(昭和28年三朝町条例第7号)で上限を定めています。
職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数					
部 門		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一般行政部門	総 務	22人 (3)	22人 (0)	23人 (1)	23人 (0)	22人 (△1)	24人 (2)
	税 務	5人 (0)	4人 (△1)	4人 (0)	4人 (0)	3人 (△1)	3人 (0)
	民 生	21人 (0)	21人 (0)	19人 (△2)	20人 (1)	18人 (△2)	17人 (△1)
	衛 生	5人 (0)	5人 (0)	5人 (0)	5人 (0)	5人 (0)	4人 (△1)
	商 工	3人 (0)	3人 (0)	4人 (1)	5人 (1)	5人 (0)	4人 (△1)
	労 働	-	-	-	-	-	-
	農林水産	6人 (0)	5人 (△1)	5人 (0)	5人 (0)	6人 (1)	7人 (1)
	土 木	4人 (0)	5人 (1)	5人 (0)	5人 (0)	5人 (0)	6人 (1)
	議 会	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)
	計	68人 (3)	67人 (△1)	67人 (0)	69人 (2)	66人 (△3)	67人 (1)
特別行政部門	教 育	13人 (△2)	14人 (1)	12人 (△2)	11人 (△1)	11人 (0)	11人 (0)
	警 察	-	-	-	-	-	-
	計	13人 (△2)	14人 (1)	12人 (△2)	11人 (△1)	11人 (0)	11人 (0)
普通会計 計		81人 (1)	81人 (0)	79人 (△2)	80人 (1)	77人 (△3)	78人 (1)
公営企業会計 部 門 等	水 道	5人 (0)	5人 (0)	4人 (△1)	4人 (0)	4人 (0)	2人 (△2)
	下水道	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	2人 (2)
	国保事業	3人 (0)	3人 (0)	3人 (0)	3人 (0)	3人 (0)	3人 (0)
	介護事業	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)	2人 (0)
	後期高齢者医療	1人 (0)	1人 (0)	1人 (0)	1人 (0)	1人 (0)	1人 (0)
	国民宿舎事業	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
	計	11人 (0)	11人 (0)	10人 (△1)	10人 (0)	10人 (0)	10人 (0)
合 計		92人 (1)	92人 (0)	89人 (△3)	90人 (1)	87人 (△3)	88人 (1)
[条例定数]		[125]	[125]	[125]	[125]	[125]	[125]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、三朝町職員の身分を有する派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。
2 () は、前年との比較

(5) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由(令和6年4月1日現在)

部門別職員数の主な増減理由は、以下のとおりです。

部 門		対前増減数	主な増減理由
一般行政部門	総 務	2	DX と定住の推進を目的に体制強化
	税 務	0	
	民 生	△1	保育士の退職不補充
	衛 生	△1	昇任に伴う栄養士の配置転換
	商 工	△1	関係団体に派遣していた職員の退職に伴う減
	労 働	-	
	農林水産	1	異動に伴う農業委員会事務局職員の増
	土 木	1	災害復旧に伴う土木技師の増
	議 会	0	
	計	1	
特別行政部門	教 育	0	
	警 察	-	
	計	0	
普通会計 計		1	
公営企業会計 部 門 等	水 道	△2	地方公営企業法適用(会計統合)に伴う人員配置の見直し
	下水道	2	地方公営企業法適用(会計統合)に伴う人員配置の見直し
	国保事業	0	
	介護事業	0	
	後期高齢者医療	0	
	国民宿舎事業	0	
	計	0	
合 計		1	

(6) 職級別職員数の状況

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

	令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	職員数	うち女性数	割合	職員数	うち女性数	割合
	A	B	B/A	A	B	B/A
課長級	17人	3人	17.6%	15人	4人	26.7%
課長補佐級	18人	8人	44.4%	17人	7人	41.2%
係長級	27人	15人	55.6%	31人	17人	54.8%
一般職員等	26人	9人	34.6%	24人	9人	37.5%
計	88人	35人	39.8%	87人	37人	42.5%

(7) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

前計画期間における目標職員数（平成26年度の職員数100人に対し6年間で5%削減する。国民宿舎事業は除く。）を下回る職員数となっていることから、さらに効率的かつ効果的な職員数を見極めていきながら、長期的視野に立った定員管理を行うこととしている。

事業名	職員数の推移									
	H27 職員数	H28 職員数	H29 職員数	H30 職員数	H31 職員数	R2 職員数	R3 職員数	R4 職員数	R5 職員数	R6 職員数
① 総数	108	107	96	91	92	92	89	90	87	88
② うち公営企業	14	13	5	5	5	5	4	4	4	4
③ うち水道、下水道会計	5	4	5	5	5	5	4	4	4	4
④ うち国民宿舎	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 対象職員（①－④）	100	99	96	91	92	92	89	90	87	88

2 勤務時間、休暇及び旅費等に関する職員の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和6年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、以下のとおりです。

なお、子の養育や家族の介護など特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から以下の勤務時間により難い場合は、別に勤務時間を定めています。

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

令和4年は、職員1人当たり9.5日の有給休暇を使用しています。

(3) 時間外勤務の状況

職員1人当たりの1ヶ月の時間外勤務は、次の表のとおりです。

令和5年度	令和4年度	令和3年度
10.1時間	7.9時間	10.3時間

(4) 特別休暇等の状況

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国と同じ
	結婚の場合	1週間以内	国は連続する5日の範囲内

	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日以内（体外受精等で不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）	国と同じ
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補職するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ
	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各45分以内の期間	国は1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は病気休暇扱い
	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は2日の範囲内
	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過する日までの期間にある場合において、その出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する職員がその子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その期間内において5日の範囲内の期間	国と同じ
	小学校就学前までの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない（子が2人以上の場合は、10日）範囲内の期間	国と同じ
	要介護者の介護その他の町長が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は配偶者の場合7日（三朝町10日）
	父母、配偶者及び子の祭日の場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて連続する3日の範囲内の期間	国と同じ
	感染症予防法の規定による健康診断、交通社団、隔離により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は制度なし
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は引き続き90日を超えない範囲内）	国は私事による負傷又は疾病であっても期間制限なし
介護休暇（無給）	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ

（5）休業の状況（令和5年度）

①育児休業

養育する子が3歳に達する日までの間育児のために休業（無給）することができます。

	一般行政職員	
	男 性	女 性
取得件数	2	1
期間延長件数	—	—
失効、取消	—	—

②自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業（無給）することができます。（在職期間2年以上の職員）

	一般行政職員	
	男 性	女 性
取得件数	—	—
期間延長件数	—	—
失効、取消	—	—

③修学部分休業
1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として部分休業することができます。（その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額）

	一般行政職員	
	男 性	女 性
取得件数	—	—
期間延長件数	—	—
失効、取消	—	—

④高齢者部分休業
55歳以上の職員を対象に、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として部分休業することができます。（その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額）

	一般行政職員	
	男 性	女 性
取得件数	—	—
期間延長件数	—	—
失効、取消	—	—

（6）旅費制度の概要（令和5年度）

		日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県外	県内	
一般職、交通安全指導員		2,200円	甲地方10,900円 乙地方 9,800円	8,200円	2,200円
特別職	議会の議員、町長、副町長、教育長、消防団長、財産区管理委員、監査委員、教育委員、農業委員、農地利用最適化推進委員、選挙管理委員、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人、いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題検証委員会委員、消防審議会委員、防災会議委員、空き家対策審議会委員、国民保護協議会委員、名誉町民選考審議会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、男女共同参画審議会委員、総合計画審議会委員、地域公共交通協議会委員、民生委員推薦会委員、子ども・子育て会議委員、国民健康保険運営協議会委員、環境審議会委員、都市計画審議会委員、鳥獣被害対策実施隊隊員、総合教育会議委員、温泉運営委員会委員、農業後継者養成奨学生選考委員会委員、文化財保護調査委員会委員、青少年有害図書審議会委員、社会教育委員、みささ図書館協議会委員、統計調査員、保育所嘱託医、学校嘱託医、法律又はこれに基づく政令で定められた付属機関の委員等	2,200円	甲地方13,100円 乙地方11,800円	10,200円	2,600円
	自立推進員、スポーツ推進委員	2,200円	甲地方10,900円 乙地方 9,800円	8,200円	2,200円

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和5年度）
職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

休職2件（長期療養によるもの）

（2）懲戒等処分の状況（令和5年度）
職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、懲戒、減給、停職、免職の4種類があります。

該当なし

4 営利企業等従事許可等に関する職員の服務の状況

（1）営利企業等従事許可の状況（令和5年度）
地方公務員は、地方公務員法第38条の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。（例：自家消費程度の農業を営む場合や国勢調査の調査員に任命される場合等）

営利企業等の従事の内容	一般行政職員
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	5件
計	0件

(2) 職務上の秘密事項発表許可の状況（令和5年度）

該当なし

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の種類及び実施状況（令和5年度）

	研修の種類	具 体 的 な 取 組 み	参加者	修了者
自治研修所	基礎研修	職務の級や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員、2～7年程度の若手職員、新任係長研修等）	20人	20人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識、能力の習得を目的とした研修（政策形成能力分野、法務能力分野、住民対応能力分野、組織業務管理能力分野等）	6人	6人
	職場支援研修	部下職員の指導方法など職場内での職員育成、業務効率向上を目的とした研修（新規採用職員トレーナー育成講座、部下育成の進め方講座、部内講師養成講座等）	—	—
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座など職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、通信教育等）	—	—
市町村中央研修所研修及び全国市町村国際文化研修所研修	専門実務研修 自治政策課題研修	市町村が地域の総合的な行政主体として、住民福祉の向上、地域の活性化等様々な課題に対応できる能力を職員に身に付けさせる研修	3人	3人
自治大学校	第2部課程 第3部課程	地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期すため、地方公務員の資質を向上させ、勤務効率の発揮及び増進を図れるよう実施される高度の研修	0人	0人
一般研修	一般研修	一般研修 新規採用職員研修 人事評価研修 自主研修	69人/87人（参加率79.3%） 3人/3人（参加率100.0%） 62人/85人（参加率72.9%）	

(2) 公務能率評定

平成18年1月から施行開始、平成24年度から本格実施

6 職員の健康管理等に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和5年度）

労働安全衛生法に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を設置しています。

	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	選任すべき事業所数	選任者数
町長部局等	1	1	－	－	1	1	1	2	2
教育委員会	－	－	－	－	0	0	0	1	1

	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左の4被検性 類会として認 定している事 所
					選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	選任者数	
町長部局等	1	1	1	1	1	1	－	－	－
教育委員会	1	1	1	1	1	1	－	－	－

(2) 職員のための福利厚生活動事業（令和4年度）

職員の福祉に関する制度の充実を図り、もって公務の能率的運営に資するため、職員の年金制度及び健康保険制度は鳥取県市町村職員共済組合で行っています。また、その他の福利厚生事業は、（財）鳥取県市町村職員互助会と三朝町職員共済会で行っています。

ア 一般財団法人鳥取県市町村職員互助会について

(ア) 負担率

職員掛金 (対給料月額)	町負担金 (対給料月額)	負担割合 (職員：町)
2.0/1000	2.0/1000	1:1

(イ) 三朝町負担金決算額 1,000千円（職員1人当たり 11,355円）

(ウ) 事業内容

給付事業	入院見舞金、出産祝金、結婚祝金、弔慰金、入学（就職）祝金、災害見舞金、退会せん別金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成、インフルエンザ予防接種助成、健康ウォーク、健康イベント 健康セミナー
貸付事業	生活及び修学資金の貸付

イ 三朝町職員共済会について

(ア) 負担率

職員掛金	町負担金	負担割合
対給料月額 3/1000 年度総額 1,076千円	－ 円	0%

(イ) 事業内容

給付事業	入院見舞金、銀婚祝金、出産祝金、結婚祝金、弔慰金、入学祝金、災害見舞金、退会せん別金
文化事業	観光施設清掃ボランティア、その他文化的行事の実施
体育事業	鳥取県市町村職員共済組合主催のスポーツ大会に参加、その他体育行事の実施
研修事業	職員が実施する研修に対する助成

(3) 職員の健康診断の状況

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康診断事業	定期健康診断等を実施し、安全と健康の管理を図る。 定期健康診断、人間ドック、脳ドック、セットドック（人間ドック・脳ドック） 胃ガン検診、肺ガン検診、婦人検診、その他（ストレスチェック）	1,534千円

7 勤務条件に関する措置の要求に関する職員の利益の保護の状況

該当なし